かんきょうだより

第75号
平成30年8月31日
【役場　　生活環境係】
電話　２－３１３３

生ごみおよびペットボトルの分別収集にご協力おねがいします！

生ごみ類については、

・肉類、魚類（内臓及び小さな骨）
・野菜類（玉ねぎ、大根等の皮も含む）
・果物類（メロン、スイカの皮等も含む）
・穀物　・パン　・ヨーグルト　・チーズ　・かまぼこ
・つけもの　　・お茶殻及びコーヒー殻　　・残飯

などです。

その他注意事項としては、

・専用袋は水分に溶けやすいので、**水をきちんと切り**、収集日の当日に捨てて下さい。収集日は各地区週2回。収集車は生ごみ専用車で各地区を回ります。

・生ごみを**水切りネット**に入れたまま生ごみ専用袋に捨てないでください。

・**大きい魚の頭（鮭や鰤など）、えび・かにの殻、しじみ・あさり等小さい貝殻**は、生分解しにくいので燃やせるごみに入れて下さい。

・**たまごの殻**も、燃やせるごみに入れて下さい。

・かぼちゃやイモなど、大きいものは小さめに切って生ごみ専用袋に入れて下さい。

・**たけのこ、フキ、ウド、とうきびの皮、**は燃やせるごみに入れて下さい。

・**手羽元や手羽先など小さな骨**は生ごみ専用袋に入れて下さい。

・生ごみの中にビンのふた、ラップ類、くすりの包装等は混入しないで下さい。

・お菓子の食べ残しも生ごみ専用袋に入れてください。

裏面もご覧ください。

ペットボトルの出し方で、注意していただきたいこと！

※キャップとラベルを外してください。

※捨てるときにペットボトルリサイクルマークを確認してください。

最近ペットボトルの出し方がわるいごみステーションが多くなっております。

・ペットボトルを捨てるときは、必ずキャップとラベルを外して、容器をゆすいでペットボトル専用ごみ袋で捨ててください。
・しょうゆの容器や本つゆの容器はペットボトルリサイクルマークを確認して、ラベルを外してペットボトル専用ごみ袋で捨ててください。
・ペットボトル専用ごみ袋以外のゴミ袋でペットボトルを捨てないでください。
・ゴミの出し方で不明点があれば、役場住民課生活環境係までご連絡ください。

役場住民課生活環境係ＴＥＬ01635-2-3133